

土砂災害とは？

土砂災害は、台風や前線活動による豪雨等により毎年のように全国各地で発生しており、暮らしに大きな被害を与えています。

土砂災害は、「土石流」「がけ崩れ」「地すべり」の3つの種類があります。

これらの3つの種類の災害は、降雨等を引き金にして発生しますが、いつ発生するかの予測は、現時点では困難な状況にあります。

土石流とは？



長雨や集中豪雨などによって、山から崩れてきた岩や土砂が水と一緒に一気に下流へと押し流されるものをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速20～40kmという速度で、一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。

がけ崩れとは？



急な斜面が崩れることを、がけ崩れといいます。地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちます。

がけ崩れは突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなっています。

地すべりとは？



斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によって、ゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。

一般的に移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼします。また、一旦動き出すとこれを完全に停止させることは非常に困難です。

土砂災害防止法とは？

土砂災害のおそれのある箇所に対しては、砂防えん堤や擁壁などの対策工事を実施してきました。しかし、すべての危険箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となってしまいます。

土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、今まで以上にソフト対策を充実していくために土砂災害防止法※が施行されました。

※土砂災害防止法は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の略称です。

多発する土砂災害から国民の生命・身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などのソフト対策を推進するため、平成13年に施行されました。

区域は、次の二つに分類され、それぞれで推進すべきことを定めています。

土砂災害警戒区域

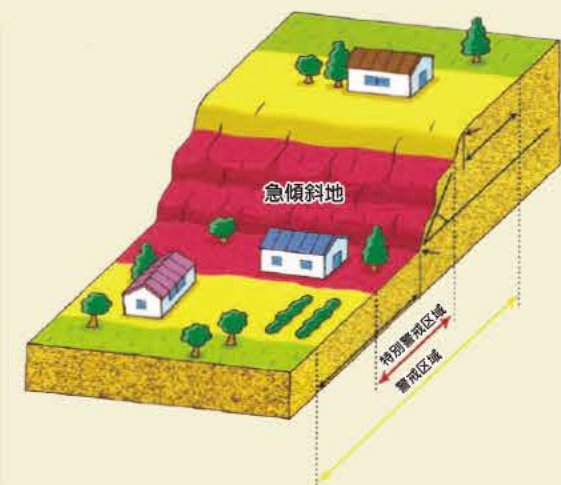
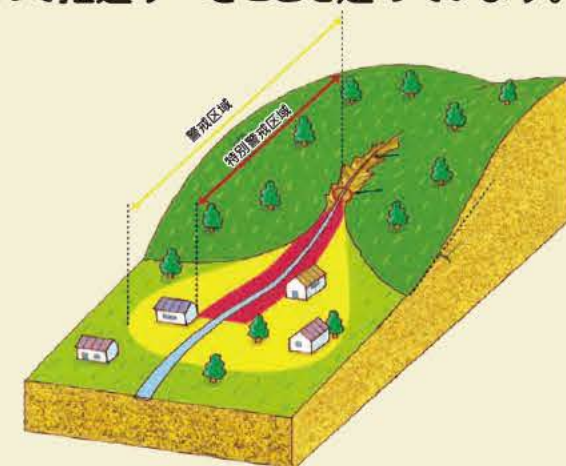
(通称：イエローゾーン)

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、**危険の周知のために本ハザードマップのような印刷物の作成や、避難情報の提供の整備**が行われています。

土砂災害特別警戒区域

(通称：レッドゾーン)

土砂災害が発生した場合に、建築物に損傷が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められた区域で、**特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等**が行われます。



朝熊町・一字田町では、平成29年8月18日、平成30年9月14日に土砂災害（特別）警戒区域が指定されました。

なお、土砂災害危険箇所のうち土砂災害（特別）警戒区域に指定されなかった箇所は、一定の基準を満たさなかったためであり、土砂災害の危険性がなくなった訳ではありません。